$\bigcirc$ 

# 后川朱公報

令和 5 年 2 月 6 日 (月曜日)

号

外

(第 4 号)

目 次

監査委員

○住民監査請求に係る監査結果の公表

監 査 委 員

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年2月6日

 石川県監査委員
 山
 本
 次
 作

 同
 奥
 村
 豊
 美

(政務活動費に係る住民監査請求の監査結果)

- 第1 住民監査請求の内容
  - 1 請求人

石川県金沢市小坂町西61番地7 林 木 則 夫

2 請求書の提出

令和4年12月7日

3 請求の内容

請求人提出の石川県職員措置請求書(以下「措置請求書」という。)の要旨は、おおむね次のとおりである。 (本監査結果においては、できるだけ措置請求書の原文に即して記載したが、項目番号の表記を変更した。)

(1) 政務活動費の経費は 政務活動に要する経費

地方自治法(以下「法」という。)第100条第14項乃至第16項に基づく政務活動費交付条例である石川県政務活動費の交付に関する条例(以下「本件条例」という。)は、政務活動費を充てることができる経費の範囲を 規定している。

本件条例の規定には、収支報告書等の支出を証する書面の議長提出義務、未執行の政務活動費の返還義務及 び収支報告書等の支出を証する書面を議長が5年間保存する義務規定があるだけでなくて、政務活動費を充て ることができる経費の範囲として規定する政務活動費は議員が実施する政務活動に要する経費に対して交付し、 別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとすることを明文で規定している。

それゆえ、石川県議会議員の政務活動費の経費は、本件条例第2条第2項別表の政務活動に要する経費の内容規定の経費のことである。

収支報告書の支出としている当該支出は、別表に定める政務活動に要する経費に限るとの本件条例第10条規定があるから、本件条例第9条第1項及び同第4項で規定している収支報告書記載の経費支出で議員が議長提出する書面は政務活動費の経費であることが分かる書面でなければならないゆえに、政務調査費の経費の場合とは異なり、政務活動費の経費は議員が議長提出した書面で政務活動に要する経費の内容規定の支出であるか否かを判断することが可能となったのである。

(2) 支出費目は 政務活動に要する経費ではない

石川県政務活動費運用基準 (マニュアル) (以下「本件マニュアル」という。) は、議会の権限を規定している法第96条第1項第1号規定の条例ではない石川県議会の内規であるゆえに、本件マニュアルで定めている

「政務活動費使途基準表」の「支出費目」は政務活動に要する経費ではないから、政務活動費の経費ではない。 本件マニュアルが定める支出費目の支出は、当該支出費目が政務活動に要する経費の内容として規定されて いないゆえに、議員が執行する政務活動に関連している経費支出である証拠となる書面を議長提出していない ときは違法支出である。

しかし、石川県議会が同議会の内規である本件マニュアルで、政務活動費使途基準を作成して政務調査費使 途基準の項目の内容規定であった例示経費を「支出費目」としていたものを本件条例の『政務活動に要する経 費』として議員に周知していることは、平成24年法改正後の政務活動費の法律及び本件条例の各規定に違反す る石川県議会の違法行為である。

(3) 本件は 違法支出した政務活動費の不当利得返還請求

本件条例第2条第2項別表の政務活動に要する経費の内容規定は、以下のとおりである。

広聴広報費の内容は、『会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費』である。

事務費の内容は、『会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費』である。

人件費の内容は、『会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費』である。

政務活動に要する経費である各内容規定において規定されていない支出費目に政務活動費を充当している支 出は、目的外支出であるゆえに、議員が執行する政務活動に関連している経費支出である証拠となる書面を議 長提出してないときは違法支出である。

法第100条第14項規定の『議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として』本件条例第 2条において『政務活動費を充てることができる経費の範囲』を規定しているゆえに、本件条例第2条第2項 では、『政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする』との規定があ るから、本件条例ではない本件マニュアルの政務活動費使途基準表で定めている支出費目そのものは政務活動 に要する経費ではない。

また、本件マニュアルが定めている政務活動費支出証明書及び政務活動報告書は、当該議員自身が記載する 書面であるゆえに、証拠となる民事訴訟法規定の文書ではないから、本件条例第9条第1項及び第4項で規定 している『支出を証する書面』ではない。

議員が実施する政務活動に要する経費の支出ではない支出、議員が実施する政務活動に関連する経費の証拠 となる文書を議長に提出していない支出及び『支出を証する書面』ではない書面のみを議長提出している支出 は、いずれの支出も、本件条例第2条第2項別表の政務活動に要する経費の内容規定に規定されていない目的 外支出であることが直ちに分かるゆえに、違法支出である。

打出喜代文議員、下沢佳充議員及び川 裕一郎議員(以下「本件各議員」という。)が議長提出している書 面は、支出費目を政務活動費の経費支出としているものであって、その他に議員が実施する政務活動に関連す る経費である証拠となる文書を議長に提出していないゆえに、違法支出の証拠となる文書である。

すなわち、本件各議員の政務活動費充当支出は、違法支出した法律上の原因がない不当利得であるゆえに、 その実態は交付会計年度の未執行の政務活動費のことである。

それゆえ、本件各議員が支出した政務活動費は、本来は知事に返還しなければならない政務活動費である。

(4) 支出を証する書面は 政務活動に要する経費の証拠文書

本件条例第9条第1項は、『会派の代表者及びその所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書 (以下「収支報告書」という。)を、別記様式により毎年4月30日までに議長に提出しなければならない』と規 定しており、同第4項では、『会派の代表者及びその所属議員は、前3項の規定により収支報告書を提出する ときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し』『を 併せて提出しなければならない。』と規定した上で、さらに、本件条例第10条においては、『会派の代表者又は その所属議員は、その年度において交付を受けた政務活動費に係る収入の総額からその年度において行った政 務活動費に係る支出(別表に定める政務活動に要する経費に充てたものに限る。)の総額を控除して残余があ るときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。』と規定している。

それゆえ、本件条例第9条第4項規定の『収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の 支出を証する書面』は、本件条例第2条第2項別表の政務活動に要する経費の内容規定の証拠となる文書のこ

ところで、本件マニュアルが定めている証拠書類の中で、「議長に提出する書類」の「写しの提出」書面と している「政務活動報告書(様式1)、政務活動費集計表(様式1(付表1))及び政務活動費月計表(様式1

(付表 2))」は、当該議員自身が記載している書面であるゆえに、それら3書面は本件条例第10条で規定している『支出を証する書面』、すなわち証拠となる文書ではない。

そして、本件マニュアルは、「雇用契約書」、「委託契約書」及び「その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類など」を「会派及び議員が整理・保管する証拠書類」の原本を保管することとしているものの、議長提出書類とはしていない。

それゆえ、本件各議員が違法支出している原因は、本件マニュアルの定めであることは明らかである。

## (5) 打出喜代文議員の違法支出

打出喜代文議員(以下「打出議員」という。)は令和3年度の政務活動費354万円の交付を受けて、同議員は、 広聴広報費311万1843円が政務活動費充当額の支出であったと同議員記載の収支報告書に記載している。

広聴広報費311万1843円の支出金額は、打出議員への交付政務活動費の実に87%強を占めている。

しかも、打出議員が広聴広報費支出の各支出に係る領収書その他の支出を証する書面の議長提出実態は、以下のとおりであるゆえに、同議員の広聴広報費支出は本件条例規定違反の違法支出である。

打出議員が議長提出した政務活動報告書に「デザイン料」と記載する4回の支出は、政務活動費支出証明書の支出先欄に「有限会社 ライターハウス」と記載している11万9680円の支出であり、これらの書面だけを政務活動費の経費支出を証する書面としているものであるが、当該各書面だけでは何の「デザイン料」であって、当該「デザイン料」が政務活動に関連する経費の広聴広報費支出であることはまったく分からない。

上記「デザイン料」の4支出は、当該各支出を証する書面を議長提出していないゆえに、これらの書面だけでは、広聴広報費の経費支出であることを証する書面であるとは認めることができない。

上記4支出は、本件条例第2条第2項規定違反及び本件条例第9条第4項規定違反の違法支出であることの 証拠となる文書である。

「活動レポート」の8万8000円の支出は、4回とも、同額の領収書があるものの、当該各「活動レポート」 そのものを議長提出していないゆえに、広聴広報費の内容に該当する支出であることを確認することはできない

上記4支出を証する書面は、本件条例第2条第2項規定違反及び本件条例第9条第4項規定違反の違法支出であることの証拠となる文書である。

郵便物の郵送料金4支出は、打出議員が議長提出した支出を証する書面が日本郵便株式会社発行の領収書を 議長提出しているだけであり、その他に広聴広報費の内容に該当する支出であることを確認できる書面を同議 員は議長提出していない。

上記4支出を証する書面は、本件条例第2条第2項規定違反及び本件条例第9条第4項規定違反の違法支出であることの証拠となる文書である。

長3封筒の2支出についても、打出議員が議長提出した上記領収書の他に広聴広報費の内容に該当する支出であることを確認できる書面を同議員は議長提出していないゆえに、広聴広報費の経費支出であることを確認することができない。

上記2支出の支出を証する書面も、本件条例第2条第2項規定違反及び本件条例第9条第4項規定違反の違 法支出であることの証拠となる文書である。

## (6) 下沢佳充議員及び川 裕一郎議員の支出は 違法支出

知事が概算払で交付した1議員当たりの交付年額360万円の政務活動費の中の2分の1額である180万円もの政務活動費を人件費支出とする下沢佳充議員(以下「下沢議員」という。)及び川 裕一郎議員(以下「川議員」という。)の両議員は、本件条例ではない本件マニュアルの政務活動費使途基準の人件費の内容で「月15万円以内」と定めている人件費年額上限額180万円を、各議員の収支報告書の人件費の金額欄に記載しているものである。

また、下沢議員及び川議員は、事務費の内容規定である議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費であることを証する書面を議長提出することなく各議員の私的行為として自動車リース会社と契約した当該各自動車リース代を「自動車リース料」として政務活動費の経費支出としているものである。

下沢議員及び川議員の事務費として支出した「自動車リース代」支出を証する書面は、本件条例ではない本件マニュアルの政務活動費使途基準表の支出費目である「リース料」の内容として定めている「自動車リース料」を支出根拠としたものであって、当該各支出の『政務活動費に係る』当該『支出を証する書面』は、いずれも、「自動車リース代」と記載した書面だけを議長提出してその他の書面を議長提出していないゆえに、当

該書面のみでは政務活動に要する経費である事務費の経費支出であると確認することができない。

「自動車リース料」の上記各支出の支出を証する書面は、本件条例第2条第2項規定違反及び本件条例第9条第4項規定違反の違法支出であることの証拠となる文書である。

下沢議員は「月分給与」と記載されている領収証12枚を、川議員は「月分給与(内交通費4,200円)」と記載されている領収書12枚を、それぞれ、議長提出している。

上記各書面は、政務活動に要する経費である人件費の内容が規定している当該各議員の政務活動を補助する職員雇用経費であることを証する書面である雇用契約書を議長提出していないゆえに、政務活動に要する経費である人件費の経費支出であることを確認することができないから、本件条例第2条第2項規定違反及び本件条例第9条第4項規定違反の違法支出である証拠の文書である。

それゆえ、下沢議員及び川議員の事務費としての自動車リース料支出及び人件費支出は、政務活動費の経費 支出ではない支出に政務活動費を充当したものであるゆえに、それらの実態は未執行の政務活動費を不当利得 しているものであって、当該各支出を証する書面として両議員が議長提出した当該各書面は両議員の違法支出 による不当利得をしていることの証拠の文書である。

下沢議員及び川議員の事務費としての自動車リース料支出及び人件費支出は各政務活動費充当額が違法額であり、不当利得額である。

## (7) 本件各議員の充当額は 返還額

打出議員が広聴広報費支出としている支出は、別紙1記載の14支出の政務活動費充当額は311万1843円であり、それらはすべて本件条例規定違反の違法支出であるゆえに、当該違法支出の金額が法律上の原因がない不当利得額であるから、同議員の返還額も311万1843円である。

下沢議員及び川議員の事務費としての自動車リース料支出としている別紙 2-1 の12支出及び別紙 3-1 の 10支出並びに人件費支出としている別紙 2-2 及び別紙 3-2 の各12支出は、いずれも、本件条例規定違反の 違法支出である不当利得額であるゆえに、下沢議員の政務活動費充当額及び返還額は226万4796円であり、川 議員の政務活動費充当額及び返還額は215万7721円である。

(8) 本件各議員の不当利得は 悪意の受益者の不当利得

本件各議員が本件条例規定違反の違法支出をしている原因は、平成24年法改正後も、石川県議会が本件条例に規定していない本件マニュアルで定めている政務活動費使途基準表において平成24年法改正前の政務調査費使途基準の項目の内容の例示経費を支出費目として定めることで当該支出費目を政務活動に要する経費としているものである。

それゆえ、平成24年法改正で『政務活動費を充てることができる経費の範囲』は必要的条例事項となったことを知りながら、石川県議会の内規として本件マニュアルで定めている支出費目を政務活動に要する経費としていた本件各議員は、民法第704条規定の悪意の受益者である。

よって、本件各議員の石川県への返還額は上記(7)記載の各返還額に、それぞれ、令和3年度政務活動費の収支報告書提出期限である令和4年4月30日の翌日である同年5月1日より返還期日までの民法に規定された年3パーセントの割合の遅延損害金を加えて石川県に返還することが必要である。

(9) 請求人は、本件各議員が令和3年度に交付を受けた政務活動費を政務活動に要する経費ではない支出費目の支出に政務活動費を充当とした未執行の政務活動費を不当利得しており、本件各議員が民法第704条規定の悪意の受益者であるゆえに、打出議員に対し311万1843円の金額、下沢議員に対し226万4796円の金額、川議員に対し215万7721円、及び、当該各金額に対する民法所定の年3パーセントの遅延損害金を加えて支払うように請求することを、石川県知事に求める。

## (添付書類)

別紙 1 から別紙 3-2 まで及び事実証明書 1 から事実証明書 17まで(なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。)

## 第2 監査委員の除斥

本件請求は、石川県議会(以下「県議会」という。)の議員に交付された政務活動費に関するものであり、川 裕一郎監査委員は、自己に関すること、また、県議会議員から選任された監査委員は、利害関係を有することか ら、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定により、本件監査から除斥した。

## 第3 請求の受理

本件請求については、法第242条第1項に定める要件に適合しているか審査を行い、令和4年12月15日に所定

の要件を具備しているものと認め、受理することとした。

## 第4 監査の実施

#### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和5年1月6日に、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は、新たな証拠として事実証明書18から事実証明書20まで(なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。)を提出するとともに、措置請求書に関して補足説明がなされた。

その主な内容は、おおむね次のとおりであった。

(1) 令和2年度政務活動費の返還を求めていた監査請求の石川県監査委員の監査結果について

住民監査請求に係る監査結果について通知(以下「監査結果」という。)の判断の部分は、19ページないし27ページに記載されている。

すなわち、請求人の請求内容の趣旨として、本件条例の規定に基づく監査を求めていたものであるが、以下のとおり請求には理由がないという結果である。

石川県議会が議決し、石川県が制定した石川県政務活動費交付に関する条例(以下「本件条例」という。) の各規定に基づいて請求していた当該請求事実についての請求に即した監査をすることなく、政務活動費制度 などの説示を根拠とするものであって、石川県議会は本件条例を議決したにもかかわらず、その石川県議会が 作成した石川県政務活動費運用基準(マニュアル)(以下「本件マニュアル」という。)を規範視したものとなっている。

すなわち、地方自治法(以下「法」という。)第100条第14項規定違反、本件条例第2条第1項規定違反及び同条第2項規定違反、本件条例第9条第1項規定違反及び同条第4項規定違反、本件条例第10条規定違反並びに憲法第94条規定違反の説示をしている。違法監査であり、違憲監査である。

また、「(1)政務活動費制度について」の部分の20ページ9行目ないし11行目においては、「また、県議会は、条例第2条別表に定める政務活動に要する経費の使途基準をより一層具体化した基準としてマニュアルを定めている」ことは、政務活動費を充てることができる経費の範囲は、当該地方公共団体の政務活動費交付条例で定めなければならない法第100条第14項規定を否定する説示であるゆえに、憲法第94条規定違反の説示であるから、間違いである。

同ページ17行目以降の平成21年12月17日の最高裁判決の引用は、政務活動費制度の本旨についての説示ではないこと。

すなわち、政務調査費の使途制限違反についての監査時の任意提出文書情報に係る非公開情報について述べたものであるゆえに、政務活動費の上記条例規定とは異なる情報公開条例の非公開情報に関する説示であるから、これも間違いである。

同ページ28行目以降の令和2年9月30日名古屋高裁判決の引用については、法第100条第14項規定を否定しているものであるゆえに、憲法第94条規定違反であるから、これも間違いである。

したがって、「政務活動に要する経費の解釈や適用の可否については、第一義的には、県議会の責任において判断すべきものである」との結論は間違いばかりを述べた上での結論説示であるゆえに、正当な根拠といえるものが何一つとしてないことから、虚偽であると指摘せざるを得ない。

次の「(2)政務活動について」は、本件条例第2条第1項規定で政務活動についての規定があるゆえに、平成22年3月23日最高裁判決を引用した「政務調査費で示された議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かである」としている説示は、政務活動についての説示ではなく、無効であるから、これも間違いである。

それゆえ、「(3)政務活動に該当するかどうかの具体的な判断方法について」も、政務活動費を充てることができる経費の範囲を、必要的条例事項と法改正されたゆえに、本件条例第2条規定全体が政務活動費を充てることができる経費の範囲規定であるから、間違いである。

さらに、「(4)政務活動費の支出基準(マニュアルの解釈及び運用)について」は、本件条例第10条規定における政務活動費の支出に係る経費が括弧書き規定として別表に定める政務活動に要する経費に限るとの明文規定があるゆえに、条例の委任を受けて制定された規程に則して判断すべきものではないから、本件マニュアルの記述は虚偽であると指摘せざるを得ない。

本件条例第10条規定の確認であるが、「第10条 会派の代表者又はその所属議員は、その年度において交付を受けた政務活動費に係る収入の総額からその年度において行った政務活動費に係る支出(別表に定める政務

活動に要する経費に充てたものに限る。) の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の 政務活動費を知事に返還しなければならない」と規定されている。

石川県議会の内規である本件マニュアルは、石川県議会議員の違法支出をしている原因となっているものであるゆえに、本件の打出喜代文議員、下沢佳充議員及び川 裕一郎議員が違法支出をした原因となっている。 上記3議員の本件各支出は、本件条例第2条第1項規定違反、同条第2項規定違反、本件条例第9条第1項規定違反及び同条第4項規定違反並びに本件条例第10条規定違反の違法支出である。

それゆえ、令和3年12月9日の金沢地裁判決は、当該監査結果を不服とする事件であるゆえに、上記各規定違反を無視したものであって、事実誤認による誤判をしているものであるから、これも間違いである。

石川県議会は、石川県監査委員が虚偽の監査結果を何年も継続しているゆえに、政務活動費の適正な運用を図ることができない原因となっているのであって、本件条例第9条第4項に定める「収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」に、議員本人が自ら記載している政務活動報告書及び政務活動費支出証明書を支出の証拠となる文書とするために様式まで作成している。

民事訴訟法第180条で規定している文書が証拠となるためには、本件条例規定の支出を証する書面が最高裁判所制定の民事訴訟規則第99条規定の「証拠の申出は、証明すべき事実及びこれと証拠との関係を具体的に明示してしなければならない」との原則規定を満たすことが必要である。議員自身が記載する様式としている政務活動報告書及び政務活動費支出証明書は、証拠となる文書ではない。

石川県議会は、法第96条第1項第1号規定に基づき、自らが議決した本件条例の規定に従って政務活動費の 運用をしなければならないゆえに、政務活動費を充てることができる経費の範囲を規定した本件条例第2条第 1項規定及び同条第2項規定だけでなく、それらに加えて本件条例第10条規定の中で、「政務活動費に係る支 出(別表に定める政務活動に要する経費に充てたものに限る。)」と明文で規定している本件条例規定がある以 上、誰が見ても誤解が生まれない規定としていることから、政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動に要 する経費に政務活動費を支出しなければならないことは当然である。

すなわち、本件マニュアルで定めている政務活動費使途基準表は、本件条例の第2条第1項規定違反、同条第2項規定違反及び本件条例第10条規定違反であるゆえに、政務活動費を充てることができる経費の範囲とする本件マニュアルの当該記述は直ちに削除すべきである。

以上のとおり、請求人の主張した監査結果の説示は、いずれも本件条例の各規定を無視する違法なものばかりである。

すなわち、令和2年度政務活動費の監査結果は、監査をしたとは言えない。令和2年度政務活動費の監査結果は、虚偽の説明をしたものである。

監査結果27ページの「(8)結び」において、「請求人の主張には理由がないものと判断」したために、「これらの支出に対し、知事に返還請求権が存在しないものと判断する」としたとするものであり、違法な監査結果である。

## (2) 説示引用の根拠を説示していない

平成21年12月17日の最高裁判決の引用は、政務調査費の使途制限違反の監査において、任意提出された文書の情報が非公開情報であるとした説示の中の政務調査費条例及び同規定の趣旨を政務活動費の趣旨と誤解したものである。

すなわち、引用文の主語は政務調査費条例であるから、政務調査費交付条例は政務活動費を充てることができる経費の範囲を必要的条例事項としている政務活動費交付条例とは性質が異なる条例であったゆえに、政務調査費の趣旨については、政務調査費交付条例についての説示である。政務調査費を政務活動費と置き換えただけで、政務活動費の取扱いの基本指針を示すものと作成されたと説明することは間違いである。

今後、このように石川県民を欺くことをしないでください。

すなわち、令和2年度政務活動費返還を知事に求めた監査結果の政務活動費の趣旨については、政務活動費 返還請求事件の説明とは言えない。

令和2年9月30日名古屋高裁判決の引用は、これは金沢地方裁判所判決の判決書に対する控訴審の判決であり、第一審判決書を不服とする控訴理由記載内容について、高等裁判所が控訴理由を批判している説示部分である。

すなわち、第一審判決書の説示が法第100条第14項規定違反であるゆえに、憲法第94条規定違反と指摘したことに対して、それを見当違いであると指摘しているものであり、当該見当違い部分の引用であるから、何を

述べているのか理解しにくい。

すなわち、上記判決書の引用部分の主語は、法第100条第14項で規定している政務活動費について、控訴理由書で指摘したことに対する批判部分であって、監査結果の主語の政務活動についてと同一のものである。

判決書の上記説示は政務調査費の説示であるゆえに、政務活動費と記載すると直ちに根拠がないと控訴人から批判を受けるため、控訴人の批判を回避している。監査結果のこの引用は、政務調査費の説示を政務活動費の説明としたものである。

すなわち、本件マニュアルは、石川県によって、条例を基に、政務活動費の取扱いの基本指針を示すものと して作成されたものではない。

政務活動費交付条例である本件条例第2条第2項別表の政務活動に要する経費の内容規定の経費が政務活動 費の経費であるが、政務調査費交付条例においては政務調査費の経費規定はなかった。政務調査費交付条例は、 政務調査費交付規定で定める政務調査費使途基準表の項目の内容の例示経費を政務調査費の経費としていた。

本件マニュアルが政務活動費使途基準表で定めている支出費目は、政務調査費使途基準表の例示経費を支出費目としていたものであるゆえに、本件条例第2条第2項別表規定の政務活動に要する経費ではないから、本件条例を基に政務活動費の取扱いの基本指針を示すものとして作成されたものではない。

監査結果の21ページの「(4)政務活動費の支出基準(マニュアルの解釈及び運用)」では、「政務活動費の支出については、「議員の調査研究その他の活動」という法の趣旨に基づき定められた条例及び条例の委任を受けて制定された規程に則して判断すべきものである。また、マニュアルについては、議会事務局が説明しているように、条例で定める政務活動費を充てることができる経費の範囲について、具体的な費目ごとに使途基準を明確にし、その使途の透明性の確保を目的として、県議会において策定し、平成25年4月1日から運用を開始」したとの説明は、事実ではなく虚偽である。議会事務局が述べたことをそのまま記載していることは間違いであるから、監査を専門としている石川県監査委員の見識が疑われる記載である。

政務活動費は、本件条例の委任を受けて制定された規程に則して判断すべきものではなく、条例で定める政務活動費を充てることができる経費の範囲は、本件条例が規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲であるゆえに、本件条例で規定していないことを本件マニュアルで規定していることから、議会事務局の説明は法第100条第14項規定違反の説明である。

すなわち、石川県議会において策定し、平成25年4月1日から運用を開始したことは、石川県議会が議決し、石川県が制定した本件条例の趣旨規定である第1条及び政務活動費を充てることができる経費の範囲規定である本件条例第2条の各規定に違反する違法な説明である。

すなわち、議会事務局の説明は、真逆のことを述べている。それゆえ、本件マニュアルは、法規範性を有するものではないゆえに、条例の定める政務活動費を充てることができる経費の範囲の内容が概括的であること等々を考慮し、石川県議会が自らの意思で政務調査費使途基準を一層具体的に細分化したものと考えられるとしても、そのように考えることは本件条例の趣旨規定に違反している。

最後に、監査結果、24ページ3行目から4行目にかけて、「令和3年12月9日金沢地裁判決」との記載があり、これは今回の監査請求根拠を否定するための説示文の引用である。条例第9条第4項は、あくまで支出の事実を裏付ける書面の写しの提出を求めているのが自然であって、当該支出が条例所定経費に該当することを証する書面の提出を求めているものとは解されないとしているが、これは本件条例規定の解釈としては間違いである。

本件条例第1条は、この条例の趣旨規定であり、法第100条第14項から第16項までの規定により、交付する 政務活動費に関し必要な事項を定めるとすることとしているゆえに、本件条例第9条第4項規定の「収支報 告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書 面の写しを併せて提出しなければならない」と規定している。

そして、本件条例第10条においての規定は、政務活動に係る支出は本件条例第2条第2項別表に定める政務 活動費に要する経費に充てたものに限ることを明文で規定しているものである。

そうであるならば、収支報告書に記載された政務活動費の経費支出は、領収書その他の支出を証する書面の写しの提出を必要とする支出であるから、本件条例第10条で規定されている政務活動費に係る支出は本件条例第9条第4項規定の収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出のことであるゆえに、当該支出を証する書面の写しは別表に定める政務活動に要する経費に充てたものに限ることを証する書面であることと解することができると考えられる。

本件条例第9条第4項の規定においては、支出の事実を裏付ける書面の写しの提出を求めると規定している ものではない。

よって、本件条例第9条第4項規定の説示は間違いであり、虚偽である。

2点目の問題点であるが、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり本件マニュアルの内容を参酌でき るところ、本件マニュアルの政務活動費使途基準表にも、議員において当該支出が条例所定経費に該当する書 面を議長に提出する必要があることの記載又は示唆はないとの説示は、間違いである。

法第100条第14項は、政務活動費を充てることができる経費の範囲を「条例で定めなければならない」と規 定しており、政務活動費の法律規定に基づいて本件条例第2条において政務活動費を充てることができる経費 の範囲について規定しており、本件条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する 経費に充てることができるものとする」と規定しているから、同別表、政務活動に要する経費の各内容規定の 経費は政務活動費の経費である。

本件条例第9条第4項規定及び本件条例第10条規定においては、収支報告書記載の当該支出は、政務活動に 要する経費に該当する書面を議長に提出すべきことを規定している規定であり、上記説示は、本件条例規定を 誤解したものであり、間違いである。

## (3) 今回の3議員の違法支出理由

今回提出した令和3年度の政務活動費に係る監査請求は、2022年12月7日付職員措置請求書に記載している とおりである。

市民オンブズマン石川においては、議員が議長提出した全ての収支報告書を検討したところ、大半の議員は 交付を受けた政務活動費の全額を使用していなかった。交付を受けた政務活動費を超え支出をしたと記載して いる議員は12名だけであり、その12名の議員は全て概算払いで交付を受けた政務活動費を使途管理していなかっ

それら12名の議員は、違法支出が含まれていると推認できる。

そこで、その中の多額支出をしている経費があったと報告している議員を見ると、交付を受けた金額の87% 強を占める広聴広報費支出であったと収支報告書に記載している打出喜代文議員、交付を受けた金額の2分の 1額を人件費支出であったと収支報告書に記載している下沢佳充議員及び川 裕一郎議員の合計3名を対象に 調査したところ、本件条例規定違反の違法支出である本件マニュアルの支出費目を政務活動費の経費としてい ると確認することができたため、今回は当該3議員についての監査請求としたものである。

そこで、今回の監査請求は、政務活動費の不当利得返還請求である。

政務活動費を充当、支出したと収支報告書に記載した支出を証する議長提出書面を見たところ、本件条例規 定に基づく政務活動に要する経費ではない目的外の違法支出であるように、目的外支出は令和3年度政務活動 費の政務活動として使われていない未執行の政務活動費のことである。

すなわち、3議員の支出は、政務活動に要する経費ではない支出費目を政務活動費の経費としているもので あるゆえに、それらの実態は令和3年度政務活動費を使わなかった未執行の政務活動費を政務活動費支出とし ていることから、本件条例第9条第1項規定違反及び同条第4項規定違反の不当利得をしているものである。

それゆえ、上記3名の政務活動費の経費である政務活動に要する経費支出として、支出したと収支報告書記 載の当該各支出の支出を証する書面として議長提出している当該各書面は、違法支出の証拠の文書であり、政 務活動費の不当利得の証拠の文書である。

上記各書面は、政務活動費に要する経費の当該支出である本件マニュアルが定めている政務活動費使途基準 表の支出費目の支出を証する書面であるゆえに、当該各支出費目は政務活動に要する経費の内容規定に該当す る経費ではない違法支出であるから、当該各支出の各書面は違法支出の証拠文書である。

ア 打出喜代文議員の広聴広報費支出は、有限会社ライターハウスへの4支出、活動レポート4支出、郵便料 金4支出及び長3封筒2支出の合計14支出である。

有限会社ライターハウスへの支出の当該支出を証する書面は、打出喜代文議員自身が記載した政務活動報 告書にデザイン料との記載があるが、デザイン料への支払いであると分かる文書ではなく、仮にデザイン料 としても広聴広報費の内容規定に該当する経費ではないから、当該書面は目的外支出に政務活動費を充当し たことを証する書面である。

打出喜代文議員が議長提出した各書面は、違法支出の証拠文書であり、同議員が不当利得している証拠文 書である。

活動レポート4支出の支出を証する書面は、いずれも打出喜代文議員宛ての領収書のただし書に「活動レポート」との記載はあるが、当該活動レポートを同議員は議長提出していないことから、目的外支出に政務活動費を充当した。それゆえ、活動レポートの支出を証する書面は、違法支出、政務活動費の不当利得の証拠文書である。

郵便物郵送料金4支出の支出を証する書面は、いずれも打出喜代文議員宛ての領収書であるが、当該各郵便物の政務活動に要する経費であることを証する書面を同議員は議長提出していないことから、そしてこの支出を除く3支出も同様であり、目的外支出に政務活動費を充当しているがゆえに、同議員が議長提出した各書面は、違法支出及び政務活動費の不当利得の証拠文書である。

長3封筒2支出の支出を証する書面は、いずれも打出喜代文議員宛ての領収書のただし書に「長3封筒」と記載があるが、そのほかの1支出も同様であって、当該各長3封筒が政務活動に要する経費であることを証する書面を同議員は議長提出していないことから、目的外支出に政務活動費を充当したものであるゆえに、同議員が議長提出した書面は、違法支出及び政務活動費の不当利得の証拠文書である。

イ 下沢佳充議員の事務費支出としている自動車リース料支出は、12回の支出である。

上記自動車リース代を証する書面は、本件マニュアルによるものであり、本件条例で規定している政務活動に要する経費の事務費の内容規定に該当する経費ではないことから、目的外支出に政務活動費を充当したものであるゆえに、同議員が議長提出した各書面は、全て違法支出及び政務活動費の不当利得の証拠文書である。

ウ 下沢佳充議員の人件費支出は、12回の支出である。

上記給与支出を証する書面は、本件マニュアルによるものであり、本件条例で規定している政務活動に要する経費の人件費の内容規定に該当する規定ではないことから、目的外支出に政務活動費を充当したものであるゆえに、同議員が議長提出した各書面は、全て違法支出及び政務活動費の不当利得の証拠文書である。

エ 川 裕一郎議員の事務費支出としている自動車リース料支出は、10回の支出である。

自動車リース料として支出している10支出は、本件マニュアルによるものであり、本件条例で規定している政務活動に要する経費の事務費の内容規定に該当する経費ではないから、目的外支出に政務活動費を充当したものであるゆえに、同議員が議長提出した各書面は、全て違法支出、政務活動費の不当利得の証拠文書である。

オ 川 裕一郎議員の人件費支出は、12回の支出である。

上記給与支出を証する書面は、本件マニュアルによるものであり、本件条例で規定している政務活動に要する経費の人件費の内容規定に該当する規定ではないことから、目的外支出に政務活動費を充当したものであるゆえに、同議員が議長提出した各書面は、全て違法支出及び政務活動費の不当利得の証拠文書である。

(4) 正しい監査結果を求めて

今回の監査においては、本件各議員の支出が、本件条例規定に基づく政務活動費の経費支出でないことをはっ きりと述べていただきたい。

正しい監査とは、平成24年法改正によって、政務活動費交付条例に規定していない従前の政務調査費の経費 は政務活動費の経費ではないということがポイントである。

平成24年法改正の政務活動費は、政務活動費交付条例において政務活動費を充てることができる経費の範囲 を規定することが法定されたゆえに、政務活動費交付条例において規定された経費が政務活動費の経費となっ たのである。

石川県の政務活動費交付条例は本件条例である。

しかし、本件マニュアルの支出費目は、政務調査費交付条例で定められていなかった政務調査費使途基準の項目の内容規定の例示経費であるゆえ、支出費目は本件条例規定の経費ではないから、政務活動費の経費ではない。

政務調査費から政務活動費と法改正させた後も、政務調査費に係る各裁判所判決を政務活動費返還請求においても記載している石川県監査委員の監査結果は、金沢地方裁判所及び名古屋高等裁判所金沢支部の判決まで影響を及ぼしている。

これまでの陳述を参考にしていただき、正しい監査結果となることを期待している。

## 2 監查対象事項

本件請求の要旨及び陳述を踏まえ、監査対象事項は、令和3年度に県議会の会派及び所属議員に交付された政

10 令和 5 年 2 月 6 日 (月曜日)

> 務活動費のうち、請求人が措置請求書において摘示した打出喜代文議員の広聴広報費、下沢佳充議員及び川 裕 一郎議員の事務費のうちの自動車リース料及び人件費の支出が違法な支出であるかどうかとした。

## 3 監査対象部局

石川県議会事務局(以下「議会事務局」という。)

## 4 監査対象部局の監査の経過

議会事務局に対して関係書類の提出を求めるとともに、令和5年1月19日に政務活動費制度の概要及び運用状 況並びに請求人の主張に対する見解等について聴取を行った。

その主な内容は、おおむね次のとおりであった。

## (1) 政務活動費制度について

政務活動費制度の根拠法は地方自治法であり、同法第100条第14項及び第15項において、「普通地方公共団体 は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部とし て、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政 務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で 定めなければならない。」(第14項)、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところ により、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」(第15項)と規定されて いる。以前、この条項は、政務調査費制度のよりどころとなっていたが、平成24年9月の地方自治法改正によ り、「議員の調査研究に資するため必要な経費」から「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」 へと使途が明確化されたことや名称が「政務調査費」から「政務活動費」へと変更され、さらに、同法第100 条第16項には「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」と いう新たな条項が追加されている。

同法の改正に伴い、石川県でも同年12月、議員提案により「石川県政務活動費の交付に関する条例(平成13 年条例第22号。以下「条例」という。)」及び「石川県政務活動費の交付に関する規程(平成13年議会規程第1 号。以下「規程」という。)」を改正し、平成25年度からは、これらを根拠条例等として、「政務活動費」の運 用を行っている。

また、意見聴取において、石川県政務活動費運用基準(マニュアル)(以下「本件マニュアル」という。)に ついては、条例に定める政務活動費の適正な運用を期すため、条例第2条別表に定める政務活動費を充てるこ とができる経費の範囲として、議員の調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の具体的な費目ごとに 使途基準を明確にしたものであり、条例第12条に規定する使途の透明性の確保を目的として策定されたもので ある。

本件マニュアルの位置付けについて、令和4年10月11日金沢地裁の判決においても、「本件マニュアル中に、 地方自治法や本件条例の趣旨に照らして不合理な点は見当たらず、本件マニュアルの内容は、基本的に、条例 所定経費の解釈の指針として参酌されるものということができる」との判断がなされている。

## (2) 請求人の主張に対する説明について

ア 政務活動費の経費は議員が議長提出した書面で政務活動に要する経費の内容規定の支出であるか否かを判 断することが可能となったのであるとの摘示について

請求人は、「収支報告書の支出としている当該支出は、」「政務調査費の経費の場合とは異なり、政務活動 費の経費は議員が議長提出した書面で政務活動に要する経費の内容規定の支出であるか否かを判断すること が可能となったのである」と主張する。

しかしながら、「政務調査費」が「政務活動費」に改正される以前から、その支出について条例、規程及 び本件マニュアルに基づく提出書面にて確認、また、必要に応じて、議長が事務局職員に命じてその内容を 調査してきた。

イ 本件マニュアルで定めている「政務活動費使途基準表」の「支出費目」は政務活動に要する経費ではなく、 また、政務活動費支出証明書及び政務活動報告書は、『支出を証する書面』ではなく、さらに、証拠書類 (様式1、様式1 (付表1、2)) は、証拠となる文書ではないとの摘示について

請求人は、「政務活動費運用基準(マニュアル)(以下「本件マニュアル」という。)は、議会の権限を規 定している法第96条第1項第1号規定の条例ではない石川県議会の内規であるゆえに、本件マニュアルで定 めている「政務活動費使途基準表」の「支出費目」は政務活動に要する経費ではないから、政務活動費の経 費ではない。本件マニュアルが定める支出費目の支出は、当該支出費目が政務活動に要する経費の内容とし

て規定されていないゆえに、議員が執行する政務活動に関連している経費支出である証拠となる書面を議長提出していないときは違法支出である。しかし、石川県議会が同議会の内規である本件マニュアルで、政務活動費使途基準を作成して政務調査費使途基準の項目の内容規定であった例示経費を「支出費目」としていたものを本件条例の『政務活動に要する経費』として議員に周知していることは、平成24年法改正後の政務活動費の法律及び本件条例の各規定に違反する石川県議会の違法行為である」と主張する。

また、「法第100条第14項規定の『議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として』本件条例第2条において『政務活動費を充てることができる経費の範囲』を規定しているゆえに、本件条例第2条第2項では、『政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする』との規定があるから、本件条例ではない本件マニュアルの政務活動費使途基準表で定めている支出費目そのものは政務活動に要する経費ではない。また、本件マニュアルが定めている政務活動費支出証明書及び政務活動報告書は、当該議員自身が記載する書面であるゆえに、証拠となる民事訴訟法規定の文書ではないから、本件条例第9条第1項及び第4項で規定している『支出を証する書面』ではない。議員が実施する政務活動に要する経費の支出ではない支出、議員が実施する政務活動に関連する経費の証拠となる文書を議長に提出していない支出及び『支出を証する書面』ではない書面のみを議長提出している支出は、いずれの支出も、本件条例第2条第2項別表の政務活動に要する経費の内容規定に規定されていない目的外支出であることが直ちに分かるゆえに、違法支出である」と主張する。

さらに、「本件条例第9条第4項規定の『収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面』は、本件条例第2条第2項別表の政務活動に要する経費の内容規定の証拠となる文書のことである。ところで、本件マニュアルが定めている証拠書類の中で、「議長に提出する書類」の「写しの提出」書面としている「政務活動報告書(様式1)、政務活動費集計表(様式1(付表1))及び政務活動費月計表(様式1(付表2))」は、当該議員自身が記載している書面であるゆえに」「本件条例第10条で規定している『支出を証する書面』、すなわち証拠となる文書ではない」と主張する。

しかしながら、請求人のいずれの主張も根拠が不明である。

本件マニュアルは、条例に定める政務活動費の適正な運用を期すため、具体的な費目ごとに使途基準を明確にし、その使途の透明性の確保を目的として策定されたものであり、本件マニュアルに記載する「支出費目」は、条例別表に定める経費毎に具体的な費目を例示し、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費を記載しているものである。

また、議長へ提出する書面として条例第9条第4項に記載の「収支報告書に記載された政務活動費の支出 に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」については、支出の事実を裏付ける書面の写しの提出を求 めているものであり、本件マニュアルにおいて具体的な様式を定め、政務活動費の適正な運用を図っている ものである。

これらの議長に提出された書面は、条例、規程及び本件マニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない。

ウ 打出喜代文議員が政務活動費として充当した広聴広報費について、広聴広報費の経費支出であることを確認することができず、議長に提出した支出を証する書面も、違法支出であることの証拠となる文書であるとの摘示について

請求人は、打出喜代文議員が政務活動費として充当した広聴広報費について「広聴広報費支出の各支出に係る領収書その他の支出を証する書面の議長提出実態」について「議長提出した政務活動報告書に「デザイン料」と記載する4回の支出は、」「当該各書面だけでは何の「デザイン料」であって、当該「デザイン料」が政務活動に関連する経費の広聴広報費支出であることはまったく分からない。上記「デザイン料」の4支出は、当該各支出を証する書面を議長提出していないゆえに、これらの書面だけでは、広聴広報費の経費支出であることを証する書面であるとは認めることができない。上記4支出は、本件条例第2条第2項規定違反及び本件条例第9条第4項規定違反の違法支出であることの証拠となる文書である」

「「活動レポート」の支出は」、「当該各「活動レポート」そのものを議長提出していないゆえに、広聴広報費の内容に該当する支出であることを確認することはできない。上記4支出を証する書面は、本件条例第2条第2項規定違反及び本件条例第9条第4項規定違反の違法支出であることの証拠となる文書である。

郵便物の郵送料金4支出は、打出議員が議長提出した支出を証する書面が日本郵便株式会社発行の領収書 を議長提出しているだけであり、その他に広聴広報費の内容に該当する支出であることを確認できる書面を 〒和 5 年 2 月 6 日(月曜日)

同議員は議長提出していない。上記4支出を証する書面は、本件条例第2条第2項規定違反及び本件条例第 9条第4項規定違反の違法支出であることの証拠となる文書である。

長3封筒の2支出についても、打出議員が議長提出した上記領収書の他に広聴広報費の内容に該当する支出であることを確認できる書面を同議員は議長提出していないゆえに、広聴広報費の経費支出であることを確認することができない。上記2支出の支出を証する書面も、本件条例第2条第2項規定違反及び本件条例第9条第4項規定違反の違法支出であることの証拠となる文書である」と主張する。

しかしながら、これらの議長に提出された書面は、条例、規程及び本件マニュアルに基づくものであり、 かつ、適正に報告されており、違法ではない。

エ 下沢佳充議員及び川 裕一郎議員が政務活動費として充当した人件費について、雇用契約書を議長提出していないゆえに、政務活動に要する経費である人件費の経費支出であることを確認することができないから、議長に提出した人件費領収書は、違法支出である証拠の文書であるとの摘示について

請求人は、下沢佳充議員及び川 裕一郎議員が政務活動費として充当した人件費について、「本件条例ではない本件マニュアルの政務活動費使途基準の人件費の内容で「月15万円以内」と定めている人件費年額上限額180万円を、各議員の収支報告書の人件費の金額欄に記載しているものである」、議長提出している人件費領収書について「上記各書面は、政務活動に要する経費である人件費の内容が規定している当該各議員の政務活動を補助する職員雇用経費であることを証する書面である雇用契約書を議長提出していないゆえに、政務活動に要する経費である人件費の経費支出であることを確認することができないから、本件条例第2条第2項規定違反及び本件条例第9条第4項規定違反の違法支出である証拠の文書である」と主張する。

しかしながら、これらの人件費の支出は、条例、規程及び本件マニュアルに基づくものであり、かつ、適 正に報告されており、違法ではない。

オ 下沢佳充議員及び川 裕一郎議員が政務活動費として充当した事務費「自動車リース代」について、「自 動車リース代」と記載した書面だけを議長提出してその他の書面を議長提出していないゆえに、議長に提出 した支出を証する書面は、違法支出であることの証拠の文書であるとの摘示について

請求人は下沢佳充議員及び川 裕一郎議員が政務活動費として充当した事務費「自動車リース代」について、「事務費の内容規定である議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費であることを証する書面を議長提出することなく各議員の私的行為として自動車リース会社と契約した当該各自動車リース代を「自動車リース料」として政務活動費の経費支出としているものである。下沢議員及び川議員の事務費として支出した「自動車リース代」支出を証する書面は、本件条例ではない本件マニュアルの政務活動費使途基準表の支出費目である「リース料」の内容として定めている「自動車リース料」を支出根拠としたものであって、当該各支出の『政務活動費に係る』当該『支出を証する書面』は、いずれも、「自動車リース代」と記載した書面だけを議長提出してその他の書面を議長提出していないゆえに、当該書面のみでは政務活動に要する経費である事務費の経費支出であると確認することができない。「自動車リース料」の上記各支出の支出を証する書面は、本件条例第2条第2項規定違反及び本件条例第9条第4項規定違反の違法支出であることの証拠となる文書である」と主張する。

しかしながら、これらの自動車リース代の支出は、条例、規程及び本件マニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない。

カ 打出喜代文議員の広聴広報費支出並びに下沢佳充議員及び川 裕一郎議員の事務費としての自動車リース 料及び人件費支出は、違法支出である不当利得額であり、政務活動費充当額は返還額であるとの摘示につい て

請求人は本件各議員の充当額は「すべて本件条例規定違反の違法支出である」と主張するが、これらの支出はすべて、条例、規程及び本件マニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではないことから、返還の必要はない。

キ 平成24年法改正で『政務活動費を充てることができる経費の範囲』は必要的条例事項となったことを知りながら、石川県議会の内規として本件マニュアルで定めている支出費目を政務活動に要する経費としていた本件各議員は、民法第704条規定の悪意の受益者であるとの摘示について

請求人は「本件各議員が本件条例規定違反の違法支出をしている原因は、平成24年法改正後も、石川県議会が本件条例に規定していない本件マニュアルで定めている政務活動費使途基準表において平成24年法改正前の政務調査費使途基準の項目の内容の例示経費を支出費目として定めることで当該支出費目を政務活動に

要する経費としているものである。

それゆえ、平成24年法改正で『政務活動費を充てることができる経費の範囲』は必要的条例事項となったことを知りながら、石川県議会の内規として本件マニュアルで定めている支出費目を政務活動に要する経費としていた本件各議員は、民法第704条規定の悪意の受益者である」と主張する。

しかしながら、「本件マニュアル」は、条例に定める政務活動費の適正な運用を期すため、具体的な費目 ごとに使途基準を明確にし、その使途の透明性の確保を目的として策定されたものであり、本件マニュアル に記載する「支出費目」は、条例別表に定める経費毎に具体的な費目を例示し、議員の調査研究その他の活 動に資するため必要な経費を記載しているものであることから、本件マニュアルに基づき、かつ、適正に報 告されている支出は、条例に沿った適正な支出である。

なお、請求人がこれまで提起してきた「政務活動費返還請求事件」において、本件マニュアルについて裁判所は、「本件マニュアル中に、地方自治法や本件条例の趣旨に照らして不合理な点は見当たらず、本件マニュアルの内容は、基本的に、条例所定経費の解釈の指針として参照されるものということができる」との判断を示している。

ク 政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しについて

請求人は、陳述において、「本件条例規定の「支出を証する書面」が最高裁判所制定の民事訴訟規則第99条規定の「証拠の申出は、証明すべき事実及びこれと証拠との関係を具体的に明示してしなければならない」との原則規定を満たすことが必要である」旨主張しているが、民事訴訟規則第99条については、裁判所において民事事件の裁判の際の証拠の申出の手続について定めたものであると理解している。一方、政務活動費の「支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」は、条例、規程及び本件マニュアルに基づき提出されているものであり、これまでの政務活動費の裁判の中でも、本件マニュアルは、「本件マニュアル中に、地方自治法や本件条例の趣旨に照らして不合理な点は見当たらず、本件マニュアルの内容は、基本的に、条例所定経費の解釈の指針として参酌されるものということができる」との判断がなされている。

(3) 政務活動費制度の議員への周知について

県議会では、平成25年や平成29年の本件マニュアル改訂に際し、本件マニュアルを公表するとともに、議会 事務局による説明会を開催し、議員をはじめ会派及び議員関係者に本件マニュアルを配付している。また、新 人議員に対しても当選後直ちに説明会を開催し、個別の相談を受け、周知している。

なお、本件マニュアルの運用については、適宜、各議員に対し個別説明や質疑応答等を繰り返し、更なる周 知徹底を図っている。

(4) 議長の調査権及び議会事務局の審査について

条例第12条に基づく「議長の調査」権により、条例第9条に基づいて、各会派及び議員から毎年4月30日までに議長に提出される収支報告書や本件マニュアルに基づき提出される政務活動報告書の内容・目的欄のほか、当該収支報告書等に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面に記載された内容により、客観的に政務活動に適さないものかどうかを確認している。また、提出書類となっていない雇用契約書、出勤簿等についても、提示を求め、必要に応じ、議員本人に聞き取りを行い、確認している。

5 関係人に対する調査の実施について

法第199条第8項の規定により、措置請求書で摘示されている支出に係る事案について、関係議員に対し、文書による調査を行った。

## 第5 監査の結果

本件請求については、合議により、次のとおり決定した。

令和3年度に交付された政務活動費のうち、請求人が措置請求書において主張する関係議員の支出は、法第242 条第1項に規定する違法又は不当な支出に当たらない。

したがって、本件請求については、理由がないものと判断し、棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

議会事務局に対する監査及び関係人に対する調査の結果、次の事実を確認した。

(1) 政務活動費制度について

ア 根拠法

政務活動費制度については、法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところによ

り、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派 又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、 額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」 と規定し、また、同条第15項において、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定める ところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」と規定し、根拠 法としている。

# イ 根拠条例等

上記アの規定を受け、石川県では、「石川県政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第22号。以下「条例」という。)」及び「石川県政務活動費の交付に関する規程(平成13年議会規程第1号。以下「規程」という。)」を制定し、これを根拠条例等としている。

その主な内容は、以下のとおりである。

(ア) 政務活動費を充てることができる経費の範囲(条例第2条)

政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

## 別表 (第2条関係)

政	政務活動に要する経費				内容
調	查	研	究	費	会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調
					査委託に要する経費
研		修		費	一 会派及び議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費
					二 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への会派の所属議員並びに会派
					及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広	聴	広	報	費	会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要	請 陳	情 等	活動	費	会派及び議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会		議		費	一 会派及び議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費
					二 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加及び議員の参加に要
					する経費
資	料	作	成	費	会派及び議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資	料	購	入	費	会派及び議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事	務		所	費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事		務		費	会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人		件		費	会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

- (イ) 政務活動費の交付対象(条例第3条)
  - 政務活動費は、県議会における会派及びその所属議員に対し交付する。
- (ウ) 政務活動費の額等(条例第4条)
  - 政務活動費の額は、議員1人当たり月額30万円とする。
- (エ) 会派の届出(条例第5条)
  - 議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、その代表者は、会派結成届を石川県 議会議長(以下「議長」という。)に届け出なければならない。
- (オ) 会派の通知(条例第6条)
  - 議長は、毎年、4月1日において届け出られている会派について、同月5日までに、知事に通知しなければならない。
- (カ) 政務活動費の交付の決定等(条例第7条)
  - 知事は、通知を受けたときは、当該年度における政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者又はそ の所属議員に通知しなければならない。
- (キ) 政務活動費の請求、交付等(条例第8条)

会派の代表者及びその所属議員は、通知を受けた後、毎四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。知事は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(夕) 収支報告書(条例第9条)

会派の代表者及びその所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し((コ)において「領収書等の写し」という。)を併せて提出しなければならない。

(ケ) 政務活動費の返還(条例第10条)

会派の代表者又はその所属議員は、政務活動費に係る収入の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

(コ) 収支報告書等の保存及び閲覧(条例第11条)

議長は、提出された収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)を毎年4月30日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し収支報告書等の閲覧を請求することができる。

(サ) 議長の調査及び透明性の確保(条例第12条)

議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期するとともに、 使途の透明性の確保に努めるものとする。

(シ) 収支報告書の写しの送付 (規程第5条)

議長は、提出された収支報告書の写しを、知事に送付するものとする。

(ス) 証拠書類の整理等(規程第7条)

会派の政務活動費経理責任者及び政務活動費の交付を受けた会派に所属する議員は、政務活動費の支出 について、領収書その他の支出を証すべき書面の整理及び保管をし、これらの書類を毎年4月30日の翌日 から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(2) 条例の改正と石川県政務活動費運用基準の策定に係る経緯等

ア 政務活動費制度の改正に係る経緯等について

政務活動費制度は、平成12年の法の一部改正により、地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中で議会の審議能力を強化し、議員の調査研究等活動の基盤の充実を図るため、政務調査費制度として法制化された。その後、平成24年9月に名称を「政務調査費」から「政務活動費」に改める法の一部改正がなされ、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、その使途も「その他の活動」に拡大され、新たに政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされ、加えて議長は、政務活動費についてはその使途の透明性の確保に努めることとされた。

これを受けて、石川県においても、議員提案により、平成24年12月に条例及び規程が改正され、平成25年3月1日から施行された。

これに併せて、県議会では、政務調査費運用基準を改訂し、石川県政務活動費運用基準として、平成25年 4月1日から運用が開始された。

県議会においては、改正された制度の施行に際して、条例、規程及び新たな運用基準を遵守するため、全 議員を対象に説明会を開催するなど周知を図った。

また、政務活動費の使途の透明性を確保するため、議員提案により、平成29年3月に条例及び規程が改正され、同年4月1日から施行されたところであり、これに併せて、県議会では、石川県政務活動費運用基準の見直しが行われ、平成29年度交付分から適用することとされた。

この条例改正により、これまでの「政務活動費収支報告書」に加え、「当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」が閲覧の対象とされ、併せて、県民等に限定されていた収支報告書等の閲覧請求者の制限を撤廃した。また、収支報告書はホームページで公開することとし、平成28年度以後に交付される政務活動費について適用されることとなった。

イ 石川県政務活動費運用基準について

石川県政務活動費運用基準 (マニュアル) (以下「マニュアル」という。) は、条例及び規程の趣旨を踏まえ、県議会において策定されたものであり、これらの根拠条例等の下で、政務活動費に充てることができる

「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」の具体的な費目ごとに使途基準を明確にしたもの である。

また、マニュアルには「政務活動報告書」及び「政務活動費支出証明書」等の記載すべき書類の具体的な 様式が定められている。

これらの書類は、支出内容の透明性を確保する観点から、条例第9条第4項による「当該収支報告書に記 載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」として議長に提出され、議長が 保管し、閲覧に供している。

(3) 打出喜代文議員、下沢佳充議員及び川 裕一郎議員の政務活動費の収入及び支出について

令和3年度に交付された政務活動費のうち、政務活動費収支報告書に記載されている収入額や支出額及び支 出額のうち請求人が摘示する経費の支出額は、次のとおりである。なお、いずれの額も、措置請求書提出時の 額である。

## ア 打出喜代文議員

令和4年4月19日付け令和3年度政務活動費収支報告書等では、

収入額 354万円、支出額 401万4629円であり、支出額のうち広聴広報費 311万1843円である。

## イ 下沢佳充議員

令和4年4月25日付け令和3年度政務活動費収支報告書等では、

収入額 360万円、支出額 365万7704円であり、支出額のうち事務費のうちの自動車リース料 46万4796 円、人件費 180万円である。

## ウ 川 裕一郎議員

令和4年5月2日付け令和3年度政務活動費収支報告書等では、

収入額 360万円、支出額 360万1293円であり、支出額のうち事務費のうちの自動車リース料 35万7721 円、人件費 180万円である。

## 2 判断

請求人の主張、議会事務局の説明及び関係人に対する調査等に基づき、次のとおり判断する。

# (1) 政務活動費制度について

政務活動費制度の根拠規定である法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、 その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議 員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交 付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」と規定し ている。

この規定を受けて、石川県の政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに政務活動費を充てることが できる経費の範囲などについて条例が制定され、当該条例第2条において、「政務活動費は、会派及び議員が 実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を 把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。) に要する経費に対して交付する」と、政務活動費を充てることができる経費の範囲について規定するほか、同 条例第13条の「この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める」との規 定に基づき規程が定められている。また、県議会は、条例第2条別表に定める政務活動に要する経費の使途基 準をより一層具体化した基準としてマニュアルを定めている。

このように、条例、規程及びマニュアルは、それぞれ県議会において自主的に定めており、また、収支報告 書等の提出を求めること及びそれらを調査することの権限が議長に与えられており、政務活動費制度について は、法が定める二元代表制の地方自治制度の中で、地方自治法や地方財政法に基づいて知事が一般的に有する 財務会計上の管理権が一定程度制約される仕組みとなっている。

さらに、平成21年12月17日の最高裁判決では、政務調査費制度の本旨について、「執行機関と議会ないしこ れを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的 に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとと もに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある」と示されてい る。

加えて、同判決において「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等

の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」としている。

また、基本的な制度の趣旨が同様である政務活動費についても、「議員の政務活動費の支出対象となりうる活動の範囲は広範囲に及びうるものであり、議会自身の自律的判断を尊重すべきものである」との判決(令和2年9月30日名古屋高裁判決)が示されている。

このように、県議会における会派や議員の自主性、自律性を尊重することが求められていることを勘案すれば、政務活動に要する経費の解釈やその適用の可否については、第一義的には、県議会の責任において判断すべきものである。

## (2) 政務活動について

そもそも政務活動は、多様な内容を有するものであり、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費であるかどうかの判断については、政務調査費で示された「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである」との判決(平成22年3月23日最高裁判決)、また、政務活動費についても上記(1)の名古屋高裁判決にもあるように、多岐にわたる調査研究活動を政務活動として認めるかどうかについては、議会自身の自律的判断を尊重し、個々の経費の支出は、議員の合理的判断に委ねられているものとなっている。

(3) 政務活動に該当するかどうかの具体的な判断方法について

政務活動費制度については、県議会における会派及び議員の活動の自主性、自律性を尊重することが基本であり、本件請求において、当該支出が政務活動費を充てることができる経費であるかどうかの判断に際しても、原則として、一般的、外形的事実から判断することとし、収支報告書等の記載から明らかに条例に違反したもの以外は適法と認め、支出した経費に係る政務活動の具体的内容等についての適合性を審査しないこととした。ただ、本件請求については、限られた調査期間の中で適確な判断を行う必要があり、また、より適正な監査を行う観点から、請求人から摘示された支出について、経費の具体的な使途等を確認するべく、あらかじめ、関係議員に対し、関係人として調査への任意の協力を求め、提出された文書等によりその内容を確認し、判断に資することとした。

(4) 政務活動費の支出基準 (マニュアルの解釈及び運用) について

政務活動費の支出については、「議員の調査研究その他の活動」という法の趣旨に基づき定められた条例及 び条例の委任を受けて制定された規程に則して判断すべきものである。

また、マニュアルについては、議会事務局が説明しているように、条例で定める政務活動費を充てることができる経費の範囲について、具体的な費目ごとに使途基準を明確にし、その使途の透明性の確保を目的として、 県議会において策定し、平成25年4月1日から運用が開始された。

マニュアルは、法規範性を有するものではないが、条例の定める政務活動費を充てることができる経費の範囲の内容が概括的であること、政務活動費の使途の透明性をより一層確保すること、政務活動費制度が地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中で創設された趣旨等を考慮すると、県議会が自らの意思で、議員の自律的な基準を文書化したものと受け止められ、法や条例、規程等を踏まえ、使途基準を一層具体的に細目化したものと考えられ、条例の趣旨に沿わないとみるべき事情もない。

また、令和4年10月11日の金沢地裁判決においても、本県のマニュアルについて、「本件マニュアル中に、 地方自治法や本件条例の趣旨に照らして不合理な点は見当たらず、本件マニュアルの内容は、基本的に、条例 所定経費の解釈の指針として参酌されるものということができる」としている。

こうしたことから、条例、規程及びマニュアルに沿って政務活動費に充てることのできる経費の適否を判断することが相当である。

さらに、県議会では、政務活動費の適正な運用を図るため、条例第9条第4項に定める「収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」として、マニュアルで政務活動報告書、領収書・政務活動費支出証明書等の具体的な様式を定め、議長に提出されたこれらの書類の内容等を確認するとともに、必要に応じ、客観的に政務活動であることを確認できる証拠資料の提示を求め、議員本人に聞き取りを行っている。

(5) 政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しについて 請求人は、「本件マニュアルが定めている証拠書類の中で、「議長に提出する書類」の「写しの提出」書面と

している「政務活動報告書(様式1)、政務活動費集計表(様式1 (付表1))及び政務活動費月計表(様式1 (付表2))」は、当該議員自身が記載している書面であるゆえに、それら3書面は本件条例第10条で規定している『支出を証する書面』、すなわち証拠となる文書ではない」とし、陳述において、「本件条例規定の「支出を証する書面」が最高裁判所制定の民事訴訟規則第99条規定の「証拠の申出は、証明すべき事実及びこれと証拠との関係を具体的に明示してしなければならない」との原則規定を満たすことが必要である」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「民事訴訟規則第99条については、裁判所において民事事件の裁判の際の証拠の申出の手続について定めたものであると理解している。一方、政務活動費の「支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」は、条例、規程及び本件マニュアルに基づき提出されているものであり、これまでの政務活動費の裁判の中でも、本件マニュアルは、「本件マニュアル中に、地方自治法や本件条例の趣旨に照らして不合理な点は見当たらず、本件マニュアルの内容は、基本的に、条例所定経費の解釈の指針として参酌されるものということができる」との判断がなされている」旨の説明があった。

請求人は、本件条例第9条第4項に規定する『収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面』が、民事訴訟規則の規定を満たす証拠となる文書でなければならず、本件マニュアルが定めている「議長に提出する書類」は、本件条例第10条で規定している『支出を証する書面』、すなわち証拠となる文書ではない旨主張しているが、民事訴訟規則(平成8年最高裁判所規則第5号)第99条は、民事裁判において、当事者による証拠の申出に関する規定であり、法第100条第14項の規定に基づく本件条例第9条第4項に規定している「政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」については、「本件条例9条4項によれば、議員は、収支報告書に、「政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」を添付して、議長に提出しなければならないところ、同項の文理に照らすと、同項はあくまで支出の事実を裏付ける書面の写しの提出を求めていると解するのが自然であって、当該支出が条例所定経費であることを証する書面の写しの提出を求めているものとは解されない」との判決(令和4年10月11日金沢地裁判決)にも示されているように、支出の事実を裏付ける書面の写しの提出を求めているものであり、請求人の主張は認められない。

# (6) 打出喜代文議員の広聴広報費の支出は、すべて違法支出であるとの摘示に対する判断

請求人は、打出喜代文議員の広聴広報費の支出において、「議長提出した政務活動報告書に「デザイン料」と記載する4回の支出は」、「当該各書面だけでは何の「デザイン料」であって、当該「デザイン料」が政務活動に関連する経費の広聴広報費支出であることはまったく分からない。上記「デザイン料」の4支出は、当該各支出を証する書面を議長提出していないゆえに、これらの書面だけでは、広聴広報費の経費支出であることを証する書面であるとは認めることができない。上記4支出は、本件条例第2条第2項規定違反及び本件条例第9条第4項規定違反の違法支出であることの証拠となる文書である」、また、「活動レポート」の4支出、「郵便物の郵送料金」の4支出、「長3封筒」の2支出は、「広聴広報費の内容規定に該当する支出であることを証する書面を議長提出していないゆえに、議長に提出した書面は本件条例第2条第2項規定違反及び本件条例第9条第4項規定違反の違法支出であることの証拠となる文書である」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「広報誌等の印刷物に係る経費については、広聴広報費の内容規定に該当する経費であるか否かについて、本件マニュアルや本件条例第12条の議長による調査の規定に基づき、必要に応じて、議員に印刷物の現物や請求書等を提示してもらい、関連性を確認している」、「これらの議長に提出された書面は、条例、規程及び本件マニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない」旨の説明があった。

また、関係人に対する調査においても、議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動として、県政報告広報紙の印刷費、デザイン制作費、郵便料金など、政務活動費としてマニュアルに基づき適正に支出したものである旨の回答があった。

請求人は、デザイン料などの広聴広報費の支出において、広聴広報費の内容に該当する支出であることを確認できる書面を議長に提出していないゆえに、議長に提出した書面は本件条例規定違反の違法支出であることの証拠となる文書である旨主張しているが、「本件条例9条4項によれば、議員は、収支報告書に、「政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」を添付して、議長に提出しなければならないところ、同項の文理に照らすと、同項はあくまで支出の事実を裏付ける書面の写しの提出を求めていると解するのが自然であって、当該支出が条例所定経費であることを証する書面の写しの提出を求めているものとは解されない。

また、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり本件マニュアルの内容を参酌できるところ、本件マニュアルにも、議員において当該支出が条例所定経費であることを証する書面を議長に提出する必要があることの記載又は示唆はない」との判決(令和4年10月11日金沢地裁判決)にも示されているように、条例第9条第4項は、支出の事実を裏付ける書面の提出を求めているものであり、請求人の主張は認められない。

個々の使途についても、政務活動報告書及び領収書・政務活動費支出証明書などの議長に提出された書面や 議会事務局からの説明、関係人の調査等を基に調査し、確認した結果、明らかに適正を欠くと認められるもの はなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出であり、条例、規程及びマニュアルに基づくものと認められる。

以上のことから、打出喜代文議員の広聴広報費の支出において、「広聴広報費の内容に該当する支出である ことを証する書面を議長提出していないゆえに、本件条例規定違反の違法支出である」との請求人の主張には 理由がないものと判断する。

(7) 下沢佳充議員及び川 裕一郎議員の事務費のうちの自動車リース料及び人件費の支出は、すべて違法支出であるとの摘示に対する判断

ア 請求人は、下沢佳充議員及び川 裕一郎議員の事務費のうちの自動車リース料の支出において、「「自動車リース代」と記載した書面だけを議長提出してその他の書面を議長提出していないゆえに、当該書面のみでは政務活動に要する経費である事務費の経費支出であると確認することができない」、「「自動車リース料」の上記各支出の支出を証する書面は、本件条例第2条第2項規定違反及び本件条例第9条第4項規定違反の違法支出であることの証拠となる文書である」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「これらの自動車リース代の支出は、条例、規程及び本件マニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない」旨の説明があった。

また、関係人に対する調査においても、下沢佳充議員は、議会や会合へ行く、また色々な地域からの要望、陳情に対応するためにも現地を視察・調査すること、また、川 裕一郎議員は、県庁への往復や住民相談及び地域訪問等を行うことが議員活動には必要であるとし、いずれの議員もマニュアルに基づいて自動車リース料の2分の1(年額60万円を限度)を政務活動費に充当したものであり、事務費として適正である旨の回答があった。

請求人は、下沢佳充議員及び川 裕一郎議員の事務費として支出した「自動車リース代」支出を証する書面は、「自動車リース代」と記載した書面だけを議長提出してその他の書面を議長提出していないゆえに、本件条例規定違反の違法支出であることの証拠となる文書である旨主張しているが、上記(6)と同様に請求人の主張は認められない。

個々の使途についても、政務活動報告書及び領収書・政務活動費支出証明書などの議長に提出された書面や議会事務局からの説明、関係人の調査等を基に調査し、確認した結果、明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出であり、条例、規程及びマニュアルに基づくものと認められる。

以上のことから、下沢佳充議員及び川 裕一郎議員の事務費のうちの自動車リース料の支出において、「当該各議員の事務費として支出した「自動車リース代」の支出を証する書面は、「自動車リース代」と記載した書面だけを議長提出してその他の書面を議長提出していないゆえに、本件条例規定違反の違法支出である」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

イ 請求人は、下沢佳充議員及び川 裕一郎議員の人件費の支出において、「当該各議員の政務活動を補助する職員雇用経費であることを証する書面である雇用契約書を議長提出していないゆえに、政務活動に要する経費である人件費の経費支出であることを確認することができないから、議長に提出している人件費領収書は、本件条例第2条第2項規定違反及び本件条例第9条第4項規定違反の違法支出であることの証拠となる文書である」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「これらの人件費の支出は、条例、規程及び本件マニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない」旨の説明があった。

また、関係人に対する調査においても、下沢佳充議員は、政務活動の補助、会合への代理出席、陳情などの受付、送迎自動車の運転、企画運営など、また、川 裕一郎議員は、住民相談の受付、県政課題の調査、県政報告書の作成及び配布、県政報告会の設営準備などの政務活動に関する業務のほか、スケジュール管理などの秘書業務に従事しており、いずれの議員も雇用契約を取り交わし、マニュアルに基づいて給与の2分の1 (月額15万円が限度)を政務活動費に充当したものであり、政務活動として適正である旨の回答があっ

た。

請求人は、議員が政務活動を補助する職員雇用経費であることを証する書面である雇用契約書を議長提出 していないゆえに、議長に提出した人件費領収書は、本件条例規定違反の違法支出であることの証拠となる 文書である旨主張しているが、上記(6)と同様に請求人の主張は認められない。

個々の使途についても、政務活動報告書及び領収書・政務活動費支出証明書などの議長に提出された書面 や議会事務局からの説明、関係人の調査等を基に調査し、確認した結果、明らかに適正を欠くと認められる ものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出であり、条例、規程及びマニュアルに基づくものと認めら れる。

以上のことから、下沢佳充議員及び川 裕一郎議員の人件費の支出において、「当該各議員の政務活動を補助する職員雇用経費であることを証する書面である雇用契約書を議長提出していないゆえに、政務活動に要する経費である人件費の経費支出であることを確認することができないから、本件条例規定違反の違法支出である」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

- (8) 請求人は、陳述において、その他にも種々主張しているが、監査請求の対象となる財務会計上の行為に該当しない主張や請求人の独自の見解に基づく主張であり、上記の判断を左右するものではない。
- (9) なお、議会事務局における記載内容の確認を通して、下沢佳充議員及び川 裕一郎議員については、記載金額に誤りがあったとして、当該議員本人からの自主的な申し出により、既に収支報告書等が訂正され、所要の手続が完了していることを確認した。

また、この記載金額の誤りについては、県に損害を与えているとは認められなかった。

## (10) 結び

上記(1)から(8)までの論述でも明らかなように、請求人が求める(6)打出喜代文議員の広聴広報費の支出は、すべて違法支出であること、(7)下沢佳充議員及び川 裕一郎議員の事務費のうちの自動車リース料及び人件費の支出は、すべて違法支出であることとの主張については、

ア 政務活動費の支出に関する事務処理については、政務活動報告書及び領収書・政務活動費支出証明書をも とに、いずれもその支出内容、根拠を十分確認していること

イ 政務活動費の支出については、明らかに使途基準に違反する一般的、外形的事実は認められず、関係人に 対する調査における事実確認を通じても、その内容は、それぞれ政務活動の実態があるものと認められること

などから、使途基準に適合しない違法又は不当な支出とは言えず、したがって、請求人の主張には理由がない ものと判断する。

よって、これらの支出に対し、知事に返還請求権が存在しないものと判断する。

## 第6 監查委員意見

今回の住民監査請求については、請求人が主張するような法律及び条例に明らかに反する違法又は不当な支出 は認められず、また、政務活動費制度の運用等においても直ちに違法と思料されるものはなかった。

しかしながら、今回、政務活動費の一部で誤りがあったことは遺憾である。政務活動費は公金から支出されていることから、その使途に厳格な精査・確認が求められるとともに、使途の透明性をより一層確保することが求められている。

県議会においては、政務活動費の使途の透明性の確保を求める条例第12条の趣旨に鑑み、これまでの経過や他の都道府県議会の状況等も踏まえ、使途基準等の明確化や透明性の向上に向けた取組を不断に進めるよう期待するところである。

とりわけ、以下の事項については、より重点的な対応がなされるよう求めるものである。

1 政務活動費制度は、議員の広範な裁量の下で運用される一方、公金で賄われていることを踏まえ、その使途には常に厳格な管理と県民への高い説明責任が求められるものである。

今後とも、透明性の確保に十分配意し、県民に対する説明責任をしっかり果たしていただきたい。

- 2 条例で定める政務活動に要する経費について、具体的な費目ごとに使途基準を明確にし、その使途の透明性の確保を図るマニュアルについては、日頃からその内容を十分に説明するとともに、議長に提出する書類の内容の記載に当たっては、わかりやすく記載するよう周知するなどし、議員等が適正に運用することができるよう、更なる周知徹底に努められたい。
- 3 政務活動費に係る収支報告書については、これまでも内容の精査・確認の不備等により提出後に修正する事

案が一部において見受けられることから、提出前に、より一層の精査・確認に努められたい。

4 議会事務局においては、議長の調査権に係る事務と知事の補助執行機関としての事務を執行するところ、事 務処理体制の拡充強化を進めてきたが、引き続き関係書類の確認、審査及び結果の記録に万全を期し、審査精 度の更なる向上に取り組まれたい。

そもそも会派及び議員の一定の活動に対し公金を支出する本制度は、議会と執行機関の間の相互に抑制と均衡 のとれた関係の中で、自主的、自律的に運用することが想定されているものである。ゆえに、会派や議員の責任 において適正に執行されなければならないことを改めて認識するとともに、本制度の趣旨に鑑み、必要と認めら れる場合には有効に活用し、県民の負託と信頼に応える確かな政務活動を強く期待し、意見とする。

(1箇月2,350円送料とも)